

# 下水道・し尿

おくやみコーナー  
のご案内

おくやみコーナー  
にお持ちいただく  
チエックリスト

おくやみ手続き  
チエックリスト

市役所の手続き  
一覧

市役所の手続き

市役所以外での  
主な手続き一覧

ご遺族がご利用  
いただける制度・  
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の  
ご案内

## A 汲み取り式トイレの手続き（名義変更、し尿収集手数料の精算）

ご自宅・事業所等で汲み取り式のトイレをご使用されていた方が亡くなられた場合は、名義変更や手数料の精算等が必要になります。

### 手続き・持ち物

#### 名義変更・し尿収集手数料精算

- 納付済通知書や口座振替済通知書等し尿収集番号が確認できるもの（あれば）

※汲み取り式トイレを含む建物の取り壊しがある場合は、汲み取りタンクを空にする必要がある場合があります。取り壊し業者に作業の要否をご確認の上、併せてお申し出ください。

### 手続き可能な人

- 同居されているご家族等

### 手続き窓口

- クリーン推進課 清掃事業係  
☎ 047-436-2442

### 期限

- 速やかに

## B 下水道使用者の名義変更

下水道の使用名義人が亡くなられた場合は、千葉県企業局へご連絡ください。

### 手続き・持ち物

#### 下水道使用者名義変更

- 納入通知書、口座振替済明細書兼通知書等のお客様番号が確認できるもの（あれば）

### 手続き可能な人

- 下水道使用料の管理者  
（下水道使用者、その親族、相続財産  
管理人等）

### 手続き窓口

- 千葉県企業局県水お客様センター  
ナビダイヤル TEL：0570-001-245  
上記を利用できない場合  
TEL：043-310-0321

### 期限

- 速やかに

## C 下水道受益者の変更に関する手続き

相続などで受益者が変わった場合は変更の届が必要となります。

### 手続き・持ち物

#### 下水道事業受益者の変更

- 納入通知書等の受益者番号が確認できるもの（あれば）

### 手続き可能な人

- 遺族等

### 手続き窓口

- 下水道総務課 ☎ 047-436-2643

### 期限

- 速やかに

## D 浄化槽管理者の変更・使用休止

浄化槽が設置された家屋等を相続により取得した場合は、浄化槽管理者変更報告書の提出が必要となります。

また、浄化槽が設置された家屋等を当面の間使用する予定がない場合は休止届の提出が必要となります。

### 手続きと持ち物

#### 浄化槽の管理者変更

- 浄化槽の管理者変更報告書（郵送可）
- 保守点検カード（無ければ保守点検契約業者・清掃業者等のわかる書類等）

#### 浄化槽の使用休止

- 浄化槽使用休止届出書（郵送可）
- 清掃の記録

### 手続き可能な人

- 浄化槽が設置された家屋等を相続した人

### 手続き窓口

- 廃棄物指導課 審査係  
☎ 047-436-3813

### 期限

- 速やかに

# 農地

## A 農地法の規定による届出

<p>農地を相続した場合、農地法の規定より農業委員会へその旨を届け出てください。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は、遺産分割協議書</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地を相続した方</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農業委員会事務局 農地係</li> <li>☎ 047-436-2742</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記後または、遺産分割協議が確定した後速やかに</li> </ul>

## B 森林法の規定による届出

<p>新たに、森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林の所有権を得た場合届出が必要になります。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 森林所有者の届出に関する諸手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>位置図</li> <li>登記事項証明書等</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>相続人</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農水産課 農政水産係</li> <li>☎ 047-436-2493</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>所有者になった日から90日以内</li> </ul>

# 貸付金

## C 下水道接続工事貸付金の借受人または連帯保証人の変更

<p>下水道接続工事の貸付金を利用されている方、もしくは連帯保証人が亡くなった際は、名義変更が必要になります。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 借受人もしくは連帯保証人の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たに借受人、もしくは連帯保証人になる方の印鑑登録証明書及びその実印</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水洗便所化改造工事資金貸付金の借受人、連帯保証人、その他の親族</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道総務課 排水設備係</li> <li>☎ 047-436-2642</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> </ul>

## D 高齢者・障害者住宅整備資金貸付金の借受人の変更

<p>高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業債務者が亡くなられた場合、変更手続きが必要になります。</p> <p>※請求先の変更手続きをしますので、高齢者→高齢者福祉課、障害者→障害福祉課までご連絡ください。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業債務者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人、相続人</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者 高齢者福祉課 高齢者福祉係 ☎ 047-436-2352</li> <li>○ 障害者 障害福祉課 給付事業係 ☎ 047-436-2345</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>なし</li> </ul>

おくやみコーナー  
のご案内

おくやみコーナー  
にお持ちいただく  
もの

おくやみ手続き  
チェックリスト

市役所の手続き  
一覧

市役所の手続き

市役所以外での  
主な手続き一覧の

ご遺族がご利用  
いただける制度・  
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の  
ご案内

# 貸付金

## A 看護師等養成修学資金貸付金の返還免除・連帯保証人変更の申請

船橋市看護師等養成修学資金貸付金の借受者が亡くなられた場合は、返還免除申請を行う必要があります。また、連帯保証人が亡くなられた場合は、変更申請を行う必要があります。

### 手続きと持ち物

#### □看護師等養成修学資金返還免除申請

- ・返還免除申請書等
- ※書類には連帯保証人の方の署名・押印が必要になります。事前に申請用紙が必要になるため、担当課にご連絡ください。
- ※返還免除の際には、死亡届、借用証書も提出する必要があります。

#### □看護師等養成修学資金連帯保証人変更申請

- ・借受者印鑑
- ※新たに連帯保証人になる方が決定してからご申請ください。
- ※後日、新たに連帯保証人になる方の印鑑証明書をご提出いただきます。

### 手続き可能な人

- 看護師等養成修学資金返還免除申請
  - ・相続人（相続人が居ない場合は、監護する者※）
  - ※保護者もしくはそれに代わる者
- 看護師等養成修学資金連帯保証人変更申請
  - ・借受者

### 手続き窓口

- ・健康政策課 医療施設係
- ☎ 047-436-2335

### 期限

- ・亡くなられた後、速やかに

## B 保育士養成修学資金貸付金の返還免除・連帯保証人変更の申請

船橋市保育士養成修学資金貸付金の借受者が亡くなられた場合は、返還免除申請を行う必要があります。また、連帯保証人が亡くなられた場合は、変更申請を行う必要があります。

### 手続きと持ち物

#### □保育士養成修学資金返還免除申請

- ・返還免除申請書等
- ※右記手続き可能な人と連帯保証人（2名）との連名での申請となります。事前に申請用紙が必要になるため、担当課にご連絡ください。
- ※返還免除の際には、死亡届、借用証書も提出する必要があります。

#### □保育士養成修学資金連帯保証人変更申請

- ・なし
- ※新たに連帯保証人になる方が決定してからご申請ください。
- ※後日、新たに連帯保証人になる方の印鑑証明書をご提出いただきます。

### 手続き可能な人

- 保育士養成修学資金返還免除申請
  - ・相続人（相続人が居ない場合は、監護する者※）
  - ※保護者もしくはそれに代わる者
- 保育士養成修学資金連帯保証人変更申請
  - ・借受者

### 手続き窓口

- ・保育認定課 運営費係
- ☎ 047-436-2327

### 期限

- ・亡くなられた後、速やかに

# 貸付金

お  
く  
や  
み  
コ  
ー  
ナ  
ー  
の  
ご  
案  
内

お  
く  
や  
み  
コ  
ー  
ナ  
ー  
に  
お  
け  
た  
ご  
案  
内

お  
く  
や  
み  
手  
続  
き  
チ  
ェ  
ッ  
ク  
リ  
ス  
ト

市  
役  
所  
の  
手  
続  
き  
一  
覧

市  
役  
所  
の  
手  
続  
き

市  
役  
所  
以  
外  
の  
主  
な  
手  
続  
き  
一  
覧

ご  
遺  
族  
が  
ご  
利  
用  
し  
た  
だ  
け  
の  
制  
度  
サ  
ー  
ビ  
ス

委  
任  
状

庁  
内  
フ  
ロ  
ア  
マ  
ッ  
プ

三  
親  
等  
内  
の  
親  
族  
図

市  
役  
所  
窓  
口  
の  
ご  
案  
内

## A 母子父子寡婦福祉資金

母子父子寡婦福祉資金の借主等が亡くなった場合、死亡届を提出してください。 <b>手続きと持ち物</b> <input type="checkbox"/> <b>死亡の届</b> <ul style="list-style-type: none"><li>母子・父子・寡婦福祉資金に係る死亡届</li><li>届出人の印鑑</li></ul> ※状況により、その他の手続きが必要になる可能性がございますので、必ず事前に担当課までご連絡ください。	<b>手続き可能な人</b> <ul style="list-style-type: none"><li>連帯借主、連帯保証人、その他の親族</li></ul>
	<b>手続き窓口</b> <ul style="list-style-type: none"><li>児童家庭課 ひとり親家庭支援係 ☎ 047-436-2320</li></ul>
	<b>期限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>速やかに</li></ul>

# ペット

## B 犬の登録事項の変更

犬の新所有者は、所有者の変更の届出が必要です。あわせて、所有者の住所・犬の所在地に変更がある場合も手続きをしてください。なお、新たな犬の所在地が市外の場合は、犬の所在地の自治体にて手続きをしてください。 <b>手続きと持ち物</b> <input type="checkbox"/> <b>犬の登録事項変更届出</b> <ul style="list-style-type: none"><li>犬の登録事項変更届出書（第5号様式）</li><li>犬鑑札（あれば）</li></ul>	<b>手続き可能な人</b> <ul style="list-style-type: none"><li>新しい犬の所有者</li></ul>
	<b>手続き窓口</b> <ul style="list-style-type: none"><li>動物愛護指導センター ☎ 047-435-3916</li><li>衛生指導課（保健福祉センター内） ☎ 047-409-2598</li></ul>
	<b>期限</b> <ul style="list-style-type: none"><li>所有者になった日から30日以内</li></ul>

## その他

### A 広報サービスの変更または停止(広報ふなばしのポスティングサービス、声の広報、点字広報)

<p>亡くなられた方が利用されていたサービスの中止手続きが必要になります。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/>ポスティングサービス中止連絡</p> <p><input type="checkbox"/>声の広報中止連絡</p> <p><input type="checkbox"/>点字広報中止連絡</p> <p>・なし</p>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <p>・どなたでも</p>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <p>・広報課 広報係 ☎ 047-436-2012</p>
	<p><b>期限</b></p> <p>・速やかに</p>

### B 市営霊園・霊堂の使用者の名義変更

<p>市営霊園・霊堂使用者が亡くなった場合、使用権の承継手続きが必要になります。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/>市営霊園・霊堂承継承認申請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>承継者の世帯全員が記載されている住民票             <ul style="list-style-type: none"> <li>※本籍・続柄記載のあるもの</li> <li>※市内在住の方は不要</li> </ul> </li> <li>全部事項証明(戸籍謄本)             <ul style="list-style-type: none"> <li>○配偶者が承継する場合に必要な戸籍 夫婦関係(婚姻)と死亡者の死亡の記載がある戸籍。</li> <li>○配偶者以外の者が承継する場合に必要な戸籍 前使用者の死亡の記載がある戸籍 前使用者と承継者とのつながりが確認できる戸籍(つながりが確認できない場合は受理できません。)</li> <li>○上記のほか、ご不明な点については、環境保全課職員に確認して下さい。</li> </ul> </li> <li>誓約書(承継者の実印押印)</li> <li>上記実印の印鑑登録証明書(原本)</li> <li>使用許可証(原本)</li> <li>手数料 300 円(使用許可証再交付申請も行う場合は 600 円)             <ul style="list-style-type: none"> <li>※戸籍謄本等の原本還付希望の場合はコピー代がかかります。</li> </ul> </li> <li>本人確認書類(原本)、本人以外が申請する場合は、委任状と受任者の本人確認書類(原本)</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <p>・亡くなられた方の親族</p>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <p>・環境保全課 霊園葬祭係 ☎ 047-436-2402</p>
	<p><b>期限</b></p> <p>・速やかに</p>

### C 災害弔慰金の支給

<p>地震、火災等の災害でお亡くなりになった場合、船橋市災害見舞金及び災害弔慰金支給規則に基づき、災害弔慰金(1人につき10万円)を死亡した者の遺族又は葬祭を行った者に支給します。</p> <p>※火災等の原因が被災世帯の世帯員の故意又は重大な過失によるものであるときは、災害弔慰金を支給しないことがあります。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/>災害弔慰金の支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺族であることがわかる戸籍又は葬祭を行ったことがわかる書類</li> <li>振込先の口座がわかる書類、り災証明書</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <p>・亡くなられた方の親族又は葬祭を行った者</p>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <p>・地域福祉課 総務係(千葉県船橋合同庁舎4階) ☎ 047-436-2313</p>
	<p><b>期限</b></p> <p>・なし</p>

## その他

おくやみコーナー  
のご案内

おくやみコーナー  
にお持ちいただく

おくやみ手続き  
チェックリスト

市役所の手続き  
一覧

市役所の手続き

市役所以外での  
主な手続き一覧

ご遺族がご利用  
いただける制度・  
サービス

委任状

庁内フロアマップ

三親等内の親族図

市役所窓口の  
ご案内

### A 市営駐輪場の定期利用の廃止

<p>市営駐輪場の定期利用の廃止手続きをしていただくと、お支払いいただいた料金からご利用した月数の料金を差し引いた分をお返しすることができます。詳しい手続きについては都市整備課までお問い合わせください。</p>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>亡くなられた方の親族等</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都市整備課 ☎ 047-436-2293</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用の許可を受けている期間内</li> </ul>

### B 市営住宅の明け渡しや入居者の変更

<p>市営住宅にお住まいの方がお亡くなりになった場合は手続きが必要です。詳しくは個別にご案内しますので船橋市営住宅管理センターまでお問い合わせください。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 市営住宅の明渡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅明渡届</li> </ul> <p><input type="checkbox"/> 市営住宅入居者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市営住宅承継入居承認申請書</li> <li>市営住宅同居者異動届</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>お亡くなりになった方の親族等</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>船橋市営住宅管理センター ☎ 047-436-2040</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> </ul>

### C 町会・自治会代表者の変更

<p>町会・自治会の代表者が亡くなった場合、新たな代表者について届け出てください。</p> <p><b>手続きと持ち物</b></p> <p><input type="checkbox"/> 町会・自治会の代表者変更等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町会・自治会代表者届 ※認可地縁団体の場合は下記の書類も必要です。</li> <li>告示事項変更届出書</li> <li>承諾書</li> <li>変更の承認を受けた総会の議事録</li> </ul>	<p><b>手続き可能な人</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新たな代表者の方等</li> </ul>
	<p><b>手続き窓口</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治振興課自治振興係 ☎ 047-436-2022</li> </ul>
	<p><b>期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>速やかに</li> </ul>

### D 各種施設利用カード等の返還

<p>・施設利用のためのカード等については以下のとおり、取り扱うようお願いいたします。</p>	
<p><b>○図書館資料利用券</b></p> <p>図書館・公民館図書室等へお持ちください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>期限はありません</li> </ul> <p><b>問い合わせ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>西図書館 ☎ 047-431-4385</li> </ul>	<p>① 体育施設利用者カード</p> <p>② 船橋市民文化ホール友の会会員証</p> <p>③ シネマクラブメンバーズカード</p> <p>返却の必要はありません。不要と判断された時点で処分していただいて構いません。</p> <p><b>問い合わせ</b></p> <p>① は生涯スポーツ課 ☎ 047-436-2910</p> <p>②③ は市民文化ホール ☎ 047-434-5555</p>